

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社（以下「会社」という。）に入社し、タクシー乗務員として業務に従事していたが、入社して約1か月が経過した頃から、咳、痰、呼吸ができなくなる症状が現れた。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日にB病院に受診し、「気管支喘息」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、後述するトラック運転手のときに気道感作を受け、タクシー乗務員のときにエアコンや排気ガスにより空気が悪い環境で仕事をしたことが原因で本件疾病を発症したとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病と業務との相当因果関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に当審査会に再審査請求をし、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する裁決（以下「前裁決」という。）をした。

(2) 請求人は、上記の後続請求として、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、上記(1)の処分と同様の理由によりこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、この

処分を不服として審査官に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

- (3) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に発生した阪神・淡路大震災による災害地においてトラック運転手として業務に従事していた際に、砂塵や埃を吸ったことにより本件疾病を発症したとして、同年〇月〇日に労働基準監督署長に療養補償給付の請求をしたが、本件疾病は業務との間に相当因果関係が認められないとして、不支給処分を受け、その後、労働者災害補償保険審査官に審査請求をしたが、平成〇年〇月〇日付けで棄却され、更に当審査会に再審査請求を行うも、平成〇年〇月〇日付けで棄却されている。

また、請求人は、会社のタクシー乗務員として業務に従事していた際に、タクシーのエアコンを清掃したことにより本件疾病を発症したとして、同年〇月〇日に監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたが、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、不支給処分を受け、その後、審査官に審査請求をしたが、平成〇年〇月〇日付けで棄却され、更に当審査会に再審査請求を行うも、同年〇月〇日付けで棄却されている。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

本件再審査請求は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断した前裁決に続く後続請求であるが、請求期間が異なるのみで新たな事実につ

いての主張や資料等の提出はないことから、前裁決における判断は、後続請求たる本件においても変更する必要は認められないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。